

2023年度安全に関する申し合わせ事項

第1条 レスキュー1艇に対するヨットの最大出艇可能杯数

①レスキュー1艇に対するヨットの最大出艇可能杯数は以下の通りとする。

一、Max. ~5m/s 9艇

二、Max.5~7m/s 7艇

三、Max.7~m/s 6艇

②レスキュー2艇でスタート練習中、片方がアンカリングしていてすぐに動けないが、もう片方のレスキュー1艇で最大杯数を見ないといけない状況の場合における最大出艇可能杯数は以下の通りとする。

一、Ave.8m/s 未満 12艇

二、Ave.8m/s 以上 6艇

③OB艇は第一項および前項の杯数に含むものとする。OB艇とはクルー・スキッパーの少なくともいずれか一方がOBである艇を指す。

④レスキュー艇には船長1人とレスキュー要員2人以上を乗せなければならない。

第2条 安全に関する座学

①安全規約第2条(f)における安全に関する座学の内容は以下の各項目とする。洋上練習開始時までに、座学により以下の知識の定着を行う。また座学内容の適正について監督、コーチの認を得ることとする。

(a)安全規約

(b)安全に関する申し合わせ事項

(c)応急救護

(d)事故報告

(e)レスキュー

(f)沈

(g)曳航

(h)ヨットトラブル

(i)出着艇

(j)気象

(k)海面

②新入部員の教育内容は前項の各項目((k)海面は除く)に以下の(l)-(o)を加えたものとする。

(l)陸上責任者

(m)フラッグ

(n)天気図

(o)用語集

第3条 安全訓練

①安全規約第2条(f)における安全訓練は、全体練習開始時に行う。

②安全訓練の内容は次の各号に掲げる事項とする。ただし、以下の全ての訓練が必要ないと判断される者は、これらの訓練に変えて応用訓練を行うこともできる。これらの判断は、主将、副将、TL を中心に行う。

一、沈起こし

二、曳航

三、飛び込み

四、レスキュー故障を想定した投錨

③祝津での練習開始時には、緊急時の陸上での対応訓練および海上保安庁による安全講習会を実施する。

④これらの安全訓練を行うに際しては、その時の部員の数、スキルに合わせた訓練計画書を作成し、訓練計画書の適正について監督、コーチの承認を得ることとする。また、安全訓練終了後には訓練修了者および未修了者について監督、コーチに報告を行う。

第4条 レスキューの船長の資格

安全規約第2条(b)におけるレスキューの船長は、次の各号をすべて満たすと判断した操船スキルのある船長資格保持者1人以上の推薦を受けて、主将、副将、両クラスのTLの全員が認めた者とする。なお、この船長資格要件はOBにも適用される。

一、船舶免許の保持者

二、申し合わせ事項第2条の知識が十分である者

第5条 レスキュー要員の資格

①安全規約第2条(b)におけるレスキュー要員は、第2条第2項の各項目((k)海面以外)および、第3条第2項各号を修了した者とする。

②OB(現役時代にレスキュー要員の資格を有していた者に限る)もこれに含む。

第6条 ヨット乗艇の資格

①2年目以上の部員(前年度に安全座学および安全訓練を終了している者に限る)およびOBは、ヨット乗艇の資格を有する。

②新入生については、第2条第1項(a)、(b)、(f)及び第3条第2項1号を修了し、かつ、次の各号の条件を全て満たしたときに乗艇の資格を有する。

一、出着艇は行わないこと

二、レスキューに、ヨット乗艇の資格を有した上で出着艇を行える者を乗艇させること

三、ヨットに乗艇する新入生1人に対して、少なくとも1人はレスキュー要員がレスキュー艇にいること

四、クルーとして乗艇し、スキッパーは2年目以上の部員もしくはOBであること

五、Max.6m/s 未満の風域であること

③新入生においても、第2条第1項(a),(b),(f),(g),(h),(i) 及び、第3条第2項1号,2号を修了し、当該部員のクラス TL の推薦および主将の承認があった場合には、2 年目以上の部員と同様のヨット乗艇の資格を有するものとする。

第 7 条 ヨットの出艇禁止条件

安全規約第 2 条(c)におけるヨットの出艇禁止条件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一、後志北部への警報発令時。ただし、大雨・洪水警報は除く。
- 二、洋上で、12.5m/s 以上を観測した場合
- 三、雷を視覚、聴覚で確認または雷レーダーでレベル 2 を観測した場合
- 四、寒冷前線が通過中の場合

第 8 条 練習可能最大風速

安全規約第 2 条(c)における練習可能最大風速は、第 7 条第 2 号に準ずる。洋上練習はこれを超えない範囲で行わなければならない。

第 9 条 主将不在時の責任者の順番

安全規約第 2 条(d)に関して、主将が不在の場合には、副将、470TL、スナイプTLの順 に主将の代わりに決定を行うこととする。主将、副将、470TL、スナイプTL、監督、コーチ不在時に練習を行う場合は、主将と監督、コーチが任命する責任者を置く。

第 10 条 陸上との通信手段

安全規約の第 2 条(e)におけるレスキューに積載する陸上との通信手段はトランシーバーと携帯電話の両方とする。

第 11 条 洋上に出ることの原則の例外

①安全規約第 3 条における例外は新人練習時、強風練習時とする。②本事項を例外とする目的は、新人練習時に自力出艇・自力着艇が可能な技術を身に着けること、強風練習時に帆走可能限界風域をあげることである。

③安全を担保するための条件を以下の 2 項目とする。

- 一、安全に出着艇できる操船技術を持つ者が出着艇を代行すること
- 二、マストトップに浮力体の装着をすること (470のみ)

④出着艇の代行に関しては、出着艇に不安を覚える時にスタッフと艇長で代行すべきであるかを判断し、それに基づき代行するものとする。

第 12 条 情報収集の内容

安全規約第 7 条における必要な情報収集の内容は以下の各号の項目とする。

一、海天気.jp

二、沿岸域気象情報提供システム(MICS)ミックス 小樽海上保安部

三、気象庁天気予報 石狩地方、後志地方

四、後志北部に発令される注意報、警報

五、天気図

六、レーダー・ナウキャスト

七、海上警報

八、Windy(風向、風速の変化・海水温)

第 13 条 出艇前の確認、決定事項

安全規約第 8 条における出艇前の確認、決定事項に以下の各号に定めた項目を加える。

一、練習内容

二、着艇時間(日没時間)

三、ケースおよびトラブル

四、練習海面の位置

五、海水温(4, 5 月のみ)

六、安全規約第 8 条(c)に基づく申し合わせ事項第 5 項を満たした者がヨットの杯数に適した数であるか

第 14 条 遠征に関して

①遠征においては事前に計画書を作成し、その内容は以下の各号に定めた項目を含むものとする。

一、遠征先の、申し合わせ事項第 12 項に該当する情報

二、陸上との通信手段

三、ヨットの出艇禁止条件

四、練習可能最大風速

五、陸上責任者

②これには部長、監督、コーチの承認を必要とし、承認後、上記の項目に変更がある場合は速やかに

報告をする。また、遠征終了後には部長、監督に遠征終了の報告を行う。③安全規約第4条(a)に関して、遠征においては、レスキューを確保した練習の実現を最大限努める。ここでのレスキューの条件は少なくとも安全規約第6条(a)の動力船であることを満たすこととする。なお、レスキューの用意が困難である場合、例外としてそれに代替し得る条件を定めて監督、コーチの承認を得ることを条件に練習を行うこととする。

第15条 レスキューが掲げるフラッグの種類と意味

安全規約第15条に以下のフラッグを追加する。

F 旗 漁港着艇

第16条 服装

洋上に出る際の服装につき、安全規約第21条の規定に従うことに加え、以下の項目を追加して義務付ける。

- 一、チャッカ—の乗員は、国土交通省が安全基準への適合を確認したライフジャケット(桜マークが付与されたもの)を着用すること
- 二、洋上に携帯するシーナイフは、シーズンイン前に適切に使用できる(シートや曳航ロープなどをすぐに切断できる状態)ことが確認されたものであること
- 三、海水温が5℃以上10℃未満の時に穴の開いた海着(セミドライ・ドライスーツ)を着ない。